

# 令和4年度 公文書開示状況（6月決定分）

## 港湾局

### 表の見方

#### <決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

#### <（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

#### <公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
  - ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R4.6.3	R4.6.9	「中坊外1号線」の道路の上の白線であって、東京都（東京都公安委員会を除く）が管理するものの位置、長さまたはその他の情報が確認できるもの	3	1														港湾局 東京港管理事務所 港湾道路管理課
2	R4.6.8	R4.6.13	令和4年度沖港船揚場（改良）建設工事 ・工事総括書（金額入り） ・種別内訳書（金額入り） ・代価明細表（金額入り）（パッケージ単価計算表含む） ・諸経費計算書（金額入り）	265	1														港湾局 離島港湾部 管理課
3	R4.5.17	R4.6.13	・令和3年度新海面処分場Dブロック西側護岸遮水・裏埋化工事 上記の 別紙開示請求内容一式	54	1														港湾局 東京港建設事務所 埋立整備課
4	R4.5.19	R4.6.13	・令和3年度中央防波堤外側その2埋立地東側護岸補修工事（その1） 上記の 第0033号 代価明細表 仮設材等運搬に計上されている ①貨物自動車運賃一式 ¥514,239.-の詳細内訳 ②取卸し、積み込み費用一式 ¥177,324.-の詳細内訳 第0043号 代価明細表 事前ボーリングに計上されている ①諸経費一式 ¥4,453,478.-の計算根拠	2	1														港湾局 東京港建設事務所 埋立整備課
5	R4.6.1	R4.6.14	・平成27年1月28日付26港臨誘第315号で開示した公文書 (1) 土地売買及び抵当権設定契約書 (2) 土地売買及び抵当権設定契約書 (3) 昭和61年8月29日付61港開業第233号「抵当権抹消登記手続きの依頼について」 (4) 昭和61年10月17日付61港開管第538号「抵当権抹消登記について（通知）」  ・土地売買契約書及び抵当権設定に関する書類 (5) 土地売買及び抵当権設定契約書 (6) 昭和61年7月22日付61港開業第175号「抵当権抹消登記手続きの依頼について」 (7) 土地売買及び抵当権設定契約書 (8) 昭和62年6月25日付62港開業第132号「抵当権抹消登記手続きの依頼について」 (9) 昭和62年6月30日付62港開管第225号「登記嘱託書」 (10) 土地売買及び抵当権設定契約書 (11) 土地売買抵当権設定契約公正証書 (12) 昭和62年5月25日付62港開業第34号「土地売買契約の名義人変更について」 (13) 平成元年8月21日付元港開業第113号「抵当権の抹消について」 (14) 平成元年8月21日付元港開業第113号「登記嘱託書」	158	1						1	1	1					・ 印影 東京都情報公開条例第7条第2号及び第4号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 犯罪の予防など公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。  ・ 売買価格及び売買価格に関わる金額 東京都情報公開条例第7条第2号及び第6号に該当 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 都の事業に関する情報であり、公にすることにより、今後の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。  ・ (3)、(6)、(8)及び(13)の印鑑登録証明書の性別及び生年月日 東京都情報公開条例第7条第2号に該当個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。  ・ (11)の公正証書における職員及び連帯保証人の住所及び生年月日並びに契約相手方の生年月日 東京都情報公開条例第7条第2号に該当個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。	港湾局 臨海開発部 誘致促進課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
6	R4. 6. 1	R4. 6. 14	登記済権利証					1										当該文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。 なお、当該文書は、土地や建物を取得し登記を済ませた人に対して法務局から発行するものである。	港湾局 臨海開発部 誘致促進課
7	R4. 6. 2	R4. 6. 15	空港使用届出書 令和4年5月29日午前9時30分から10時30分までに離陸した分 (新中央航空を除く) 調布空港の分のみ	8		1				1								・氏名、住所、電話番号の部分 東京都情報公開条例第7条第2号に該当個人に関する情報で、公にすることにより、特定の個人を識別することができるため。	港湾局 離島港湾部 調布飛行場管理事務所
8	R4. 6. 16	R4. 6. 30	・東京都臨海地域用地管理運用委員会議案 ・東京都臨海地域用地管理運用委員会（令和3年度第1回）議事要旨 ・臨海地域における用地等の管理及び処分に係る価格等の減額等に関する取扱基準 別表1	14		1													港湾局 臨海開発部 誘致促進課
9	R4. 6. 16	R4. 6. 30	東京都財産価格審議会議案	79		1												・土地の所在の丁目、地積、事例年月のうち月及び旬、売主、買主、欄外面積除外部分の説明 ・所在の丁目、最寄駅徒歩、賃貸面積、竣工年規模、階、成約年月のうち月 ・「■取引事例等の概要」の表中、所在地の丁目、時点のうち月及び旬、地積、主要交通施設の状況、欄外面積除外部分の説明 ・「■要因比較」の表中、所在地の丁目、最寄駅、駅距離、構造・階層、建築時期、所在階、面積、取引時点の月及び旬、経年、最寄駅への接近性、階層別補正 ・取引事例地1～3の月及び旬、面積、案内図上の位置 東京都情報公開条例第7条第3号に該当取引事例の情報は、鑑定事業者が独自に調査、入手している鑑定評価等に必要な技術上の情報であり、取引事例が特定された状態で当該情報が公になると、競合他社へ技術上の情報が漏えいすること、取引事例を提供した第三者からの信用の失墜など、法人等の競争上の地位が具体的に侵害されると認められるため。	港湾局 臨海開発部 誘致促進課